2017年2月議会　議案質疑　新農業員会委員は農業従事者を貫けるか

◆11番（石井通春議員）　私は、第38号議案　農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることについての議案について、質疑を行います。

　この議案は、昨年改定されました農業委員会組織のうち、従来は公選制24名で構成されておりました農業委員会委員が17名とされました。その条件の中に、過半数は市が認定する認定農業者でなければならないという条件が一つございますけれども、半分に達しなければ議会の議決を経れば４分の１以上でも可能とするという議案でございます。

　11月議会で農業委員会制度が大きく変わりました議案が提出されました際、私たちは賛成をいたしましたけれども、土壇場まで賛否を迷いました。反対すべきと考えておりました理由は、主に２つございます。

　１つは、この法律の改正内容ですけれども、農民の地位の向上、意見の公表や建議といったところを削除すると。新たに新設されますのが、農地利用最適化推進委員制度でございますけれども、農業を岩盤規制と攻撃して、大規模農業や財界のもうけのために使用することを推進する意図があるということです。農業・農村を新たなもうけの場として広げていきたいというときに、農地規制ですとか農業委員会制度が邪魔になる。これらは農協法、農地法改悪案とセットで農業委員会制度改悪が国会に出されていることからも、明らかな意図だというふうに思っております。これが１点目です。

　２つ目は、地域からの公選制をなくして、議会の同意を条件に首長任命制への転換をするということ。長い農業委員会制度の歴史の中で、なぜ公選制がとられていたかというと、農家の代表機関である委員会であるならば、農地の所有者ですとか耕作者から信任される委員でなければ、委員会において農地行政や農業振興策を反映させることができないというところがございます。実際、選挙は長く行われておりませんけれども、公選制ということがある限り、やはり現地で信頼ある人が選ばなければならなかったと。ところが任命制にすれば、首長の意向次第で、耕作に従事していなくても、市内に居住していなくても、産廃業者や不動産業者など農業振興とは無縁な形で農地を利用する意図を持つ人でも委員になることができるという点です。

　一方で、法律の附帯決議におきまして、今回提案のあります認定農業者数の規定ですとか、女性や青年を積極的に活用するということも決められておりまして、こうした積極面を生かしつつ、従来の農家の代表制維持の取り組みを強化するということも側面としては可能とされておりまして、この点について、11月議会の本会議の私の質疑と常任委員会の大石信生議員の質疑において、法律の制度の後退面など市としてはいかんともしがたい点はありますが、基本的に維持するという答弁を確認できましたので、11月議会では賛成をいたしました。その経緯で出されておりますのがこの議案でございますので、今回そのとおりになっているかどうかということで質問を行います。

　まず、従来24名でありました農業委員会の選出方法ですね。これは公選制とされておりましたけれども、実際は、従来ですけれども、地域代表を確保する意味で候補者調整というものが行われておりました。そして、今回17名の選出になったわけですけれども、この従来の24名から17名に選出されましたけれども、この過去と現在の間で選出方法の違いはどの点にあるのかということです。

　ここで最も確認したいのは、農業の代表者として従来どおりの業務を継続できるようにしますと、これは11月議会で私に対します答弁ですね。新しい組織に向けても、やはりその地域について十分な信頼のおける方、農地、農業、就農に精通した方をお願いするように農業委員会全体として体制を図っていくと、これは常任委員会での大石信生議員に対する答弁です。この点が確保されているかどうかということを具体的にお答えいただきたいと思います。

　次に、市内の認定農業者数はもともとそんなに多くございません、125名です。しかも減少傾向にあるということですね。もともと認定農業者は農業従事者でなくても一定の条件を満たせば認定されますから、ここを過半数とすること自体、農業従事者を確保するという点や地域性から矛盾もあるわけでございますけれども、今後も過半数を確保しなければ、３年ごとの任期交代ごとに今回のような議決を経なければならないということになるわけですので、安易に農業の担い手のような立場でない人でも認定してしまって、冒頭に言ったような委員会構成になる危険性があるというふうに思っております。今後において、農業振興者と無縁な人が首長任命にならないように取り組むべきというふうに思いますけれども、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。産業振興部長。

◎産業振興部長（秋田弘武）　石井議員の質疑にお答えいたします。

　農業委員の選出方法について、どのように進めてきたかについてでございますが、現在の農業委員31名のうち24名は従来の公職選挙法に基づく選挙で、４選挙区10地区から選出いただきました。実際の立候補届は、地域の農業者の代表として各地区の推薦による届け出でありました。

　今回の制度改正による農業委員17名の選出方法については、従来と同様に地域に偏りのないように10地区に推薦を求め、応募いただいた10名となっております。これに加えて、新たに法律で規定されました農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない公平・中立の立場の者１名及び女性農業者２名、認定農業者協会ほか農業団体等の推薦による農業者４名の合計17名が農業委員候補者として選出されております。

　なお、地区推薦以外の候補者７名につきましても、ほとんどが専業農家でありまして、ただいま申し上げたとおり地域に偏りなく、また地域農業の実情を把握する農業者の代表者の選出により、農業委員会活動を継続維持することを図ったところでございます。

　次に、農業委員任命の基本的な考え方についてですが、今後につきましても、候補者の選定に当たっては、経歴や活動実績、応募理由や団体からの推薦理由などを適切に評価して、農業振興に意欲と熱意を持って取り組む農業者を任命してまいります。このため、地域農業の実情を把握し、意見を反映できる候補者の推薦を各地域にお願いするとともに、積極的に農業に取り組む担い手の応募に努め、農業者を主体とした農業委員会となるよう組織体制を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　農業従事者であるかどうかという点が一番私は大事であるというふうに思っておりますけれども、今のお答えの中で、認定農業者と女性農業者というお言葉がございましたが、地域の10名、かつての24名、その選出方法は従来から地域を鑑みてお願いをしてきたというところでございますけれども、こうした方々が農業従事者であるかどうかというところは、ちょっと今のお答えですとはっきりわかりませんので、恐らくそうなっていると思いますけれども、そこをはっきりとさせていただきたいと。10名のところです、地域選出のところですね。

　そして、それができているのであれば、同じような取り組みが、３年後、また任期がかわります。そのときに、３年先、私もいるかどうかわかりませんけれども、確実に農業従事者ということで、先ほど言いましたけれども、私はこの任命制度が農地を悪い方向へ利用したいというところの委員にならないようにというところが大事だと思っておりますので、そこを前提としてさらに積極的にしていきたいという形で、私はこの制度を考えていきたいと思っておりますので、３年後においても同じような形でやっているかというところを確認したいと思います。

○議長（水野明議員）　産業振興部長。

◎産業振興部長（秋田弘武）　地区選出の農業委員につきましても、既に公表いたしてございますが、そのほとんどが専業農業者であるということを申し上げます。

　それから、３年後におきましても、先ほど申し上げたとおり地域の農業者の代表として委員会が運営されるよう選出に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。